

報告第5号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成25年7月11日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、委員会の議決を経るいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成25年6月4日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成25年6月4日付け財-81により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 平成25年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会に関する事項）
- 2 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案
- 3 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例案
- 4 工事請負契約の締結について
- 5 公の施設の指定管理者の指定について

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

教育庁総務課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		12,679	国 2,250	10,429	
	1		教育総務費		12,679	国 2,250	10,429	
		5	教育助成費		12,679	国 2,250	10,429	
			私学振興費	01 私学教育振興事務助成費	4,500	国 2,250	2,250	あきた私学魅力アップ支援事業
				02 私立学校施設設備整備費補助金	8,179		8,179	校舎等の耐震補強工事への助成に要する経費
			合計		12,679	国 2,250	10,429	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		19,961		19,961	
	4		高等学校費		19,961		19,961	
		5	学校建設費		19,961		19,961	
			建設事業関連家屋事後調査費	01 建設事業関連家屋事後調査費	19,961		19,961	学校建設事業に伴う周辺家屋への影響調査に要する経費
合計					19,961		19,961	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考	
款	項	目				特 定	一 般		
3			民生費		428,815	入	428,815		
	2		児童福祉費		428,815	入	428,815		
		1	児童福祉総務費		426,342	入	426,342		
			保育振興事業費	01 一時預かり事業	57,720	入	57,720	乳幼児の一時預かり事業への助成に要する経費	
				02 へき地保育事業	38,000	入	38,000	へき地保育所の運営費への助成に要する経費	
				03 (新)保育士等処遇改善臨時特例事業	330,622	入	330,622	私立保育所職員の処遇改善等への助成に要する経費	
	2		児童措置費		2,473	入	2,473		
			保育料システム改修事業費	01 保育料システム改修事業	2,473	入	2,473	市町村の保育料システム改修への助成に要する経費	
10			教育費		46,130	入	35,026	11,104	
	1		教育総務費		46,130	入	35,026	11,104	
		4	教育指導費		35,026	入	35,026		
			教育振興費	01 保育所整備等特別対策事業	35,026	入	35,026	保育所の大規模改修等への助成に要する経費	
		5	教育助成費		11,104			11,104	
			私学振興費	01 私立幼稚園整備費補助金	11,104			11,104	私立幼稚園の改築等への助成に要する経費
合計					474,945	入	463,841	11,104	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

義務教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		5,737	国 諸 計 5,611	5,236 375 126	
	1		教育総務費		5,737	国 諸 計 5,611	5,236 375 126	
		4	教育指導費		5,737	国 諸 計 5,611	5,236 375 126	
			学校指導費	01 学校指導費	5,737	国 諸 計 5,611	5,236 375 126	国庫委託金等の内示による補正
合計					5,737	国 諸 計 5,611	5,236 375 126	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		165,285	国 諸 計 4,000 120 4,120	161,165	
	4		高等学校費		165,285	国 諸 計 4,000 120 4,120	161,165	
		2	高等学校管理費		92,275	国 諸 計 4,000 120 4,120	88,155	
			学校運営費	01 高校生未来創造支援事業	18,422	諸 30	18,392	1. キャリア教育総合推進事業 5,846 2. 地域医療を支えるドクター育成事業 3,415 3. 確かな学力育成推進事業 9,161
				02 あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業	60,353	国 諸 計 4,000 90 4,090	56,263	1. 小中高授業改善推進事業 44,012 2. 教員の授業力向上推進事業 207 3. 英語を学ぶ環境整備事業 16,134
				03 高校生キャリア教育推進・就職支援事業	13,500		13,500	(新) 県内就職支援事業
		3	教育振興費		73,010		73,010	
			専門高校次世代対応設備整備費	01 専門高校次世代対応設備整備事業	73,010		73,010	専門高校の設備整備に要する経費
合計					165,285	国 諸 計 4,000 120 4,120	161,165	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		27,387	国 諸 計 20,377 10 20,387	7,000	
	1		教育総務費		20,387	国 諸 計 20,377 10 20,387		
		4	教育指導費		20,387	国 諸 計 20,377 10 20,387		
			教育振興費	01 インクルーシブ教育システム 構築推進事業	20,387	国 諸 計 20,377 10 20,387		国庫委託金の内示による 補正
	5		特別支援学 校費		7,000		7,000	
		2	特別支援学 校管理費		7,000		7,000	
			特別支援学 校運営費	01 特別支援学校スクールバス整 備事業	7,000		7,000	比内養護学校かつの分校 のスクールバス購入に要 する経費
合計					27,387	国 諸 計 20,377 10 20,387	7,000	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		40,542	使 諸 計 7,167 288 7,455	33,087	
	6		社会教育費		40,542	使 諸 計 7,167 288 7,455	33,087	
		4	芸術文化振 興費		40,542	使 諸 計 7,167 288 7,455	33,087	
			芸術文化振 興事業費	01 新県立美術館管理運営費	40,542	使 諸 計 7,167 288 7,455	33,087	新県立美術館の管理運営 に要する経費
合計					40,542	使 諸 計 7,167 288 7,455	33,087	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		26,770	国 460	26,310	
	6		社会教育費		26,770	国 460	26,310	
		3	文化財保護費		26,770	国 460	26,310	
			文化財保護・活用事業費	01 秋田県甘肅省文化交流10周年記念事業	25,415		25,415	県省合同で発掘した文物の展示を中心とした文化交流展に要する経費
				02 世界遺産－縄文ルネサンス－事業	920	国 460	460	国庫補助金の内示による補正
			文化財保護助成費	01 文化財保護助成事業	435		435	重要文化財の防災設備修理に要する経費
			合計		26,770	国 460	26,310	

平成25年度補正予算内容説明書

一般会計

保健体育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		9,838	国	9,838	
	7		保健体育費		9,838	国	9,838	
		1	保健体育総務費		851	国	851	
			学校保健及び学校安全管理事業費	01 学校における防災教育推進事業	851	国	851	国庫委託金の内示による補正
		2	体育振興費		8,987	国	8,987	
			体育振興推進事業費	01 スポーツ王国創成事業	8,987	国	8,987	国庫委託金の内示による補正
			合計		9,838	国	9,838	

議案第三百二十五号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

第一条 秋田県立高等学校設置条例（昭和三十九年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立角館高等学校の項及び秋田県立角館南高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田県立角館高等学校

仙北市角館町小館七十七番地二

第二条 秋田県立高等学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表秋田県立角館高等学校の項中「仙北市角館町小館七十七番地二」を「仙北市角館町細越町三十七番地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の秋田県立高等学校設置条例別表に規定する秋田県立角館高等学校又は秋田県立角館南高等学校（以下「旧角館高等学校等」という。）に在学する者は、平成二十六年四月一日に同条の規定による改正後の秋田県立高等学校設置条例別表に規定する秋田県立角館高等学校（以下「新角館高等学校」という。）に転学させるものとする。

3 前項の規定により新角館高等学校に転学させた者については、旧角館高等学校における在学年数は、新角館高等学校における在学年数とみなし、旧角館高等学校等において履修した課程は、新角館高等学校において履修したものとみなす。

平成二十五年六月六日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田県立角館高等学校及び秋田県立角館南高等学校の統合により新たに秋田県立角館高等学校を設置する等の必要がある。これが、この条例案を提出

する理由である。

議案第三百三十六号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例案

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「財団法人秋田県育英会」を「公益財団法人秋田県育英会」に改める。

- 一 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和五十年秋田県条例第十四号）第二条第四号
- 二 秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成十六年秋田県条例第三十八号）附則第二項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十五年六月六日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

財団法人秋田県育英会の名称変更に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四百十五号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

- 一 工 事 名 能代松陽高等学校校体育館棟建築工事
- 二 工 事 箇 所 能代市緑町地内
- 三 工 事 概 要 別紙工事概要のとおり
- 四 執 行 方 法 条件付き一般競争入札
- 五 契 約 金 額 一金老拾億参千八百四拾五万円
- 六 契 約 の 相 手 方 秋田市山王五丁目九番二号

中田・大高・高田・サンワ特定建設工事共同企業体

代表者 中田建設株式会社

代表取締役 広 幡 信 悦

七 工 期 契約締結の日から平成二十七年十月十六日まで

平成二十五年六月六日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

能代松陽高等学校校体育館棟建築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年秋田県条例第三十二号）第二条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

工

事

概

要

<p>体 育 館 棟</p>	<p>区 分</p>
<p>地 上 二 階 建</p> <p>鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造</p>	<p>構 造</p>
<p>延 べ 面 積</p> <p>四、四五八平方メートル</p>	<p>工 事 内 容</p> <p>建 築 面 積</p> <p>三、〇二六平方メートル</p>

議案第四百十六号

公の施設の指定管理者の指定について

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十七年秋田県条例第三号）第六条の規定により、次の団体を秋田県立美術館の指定管理者として指定する。

一 指定管理者となる団体の所在地及び名称

秋田市千秋明徳町三番七号

公益財団法人平野政吉美術財団

代表理事 大野 忠右エ門

二 指定の期間

平成二十五年九月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十五年六月六日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

秋田県立美術館の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。